

新旧対照表

浦安市口腔がん検診事業補助金交付要綱（令和元年告示第9号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、口腔がんの早期発見及び早期治療に資するため、一般社団法人浦安市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が<u>20歳</u>以上の市民を対象に実施する口腔がん検診事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、口腔がんの早期発見及び早期治療に資するため、一般社団法人浦安市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が<u>40歳</u>以上の市民を対象に実施する口腔がん検診事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p>